

事業所評価加算の適合要件

1 概要

事業所評価加算は、選択的サービス（運動器機能向上サービス、栄養改善サービス、口腔機能向上サービス）を行う事業所が、評価対象期間（前年1月から12月までの期間）において、利用者の要支援状態の維持・改善の割合が一定以上となった場合に、1月につき**120単位**の加算を行うものです。

2 適合要件

事業所評価加算の申出を行っている事業所において、

① 評価対象期間における利用実人数が10人以上であること。

② 選択的サービスを利用した者の数を当該事業所の利用者数で除して得た数が一定の割合以上であること。

< 算出式 >

$$\frac{\boxed{\text{評価対象期間内に選択的サービスを利用した者の数}}}{\boxed{\text{評価対象期間内の利用者数}}} \geq \underline{0.6}$$

③ 要支援状態区分の維持者数及び改善者数が、更新・変更認定を受けた者の数と比較して一定の割合以上であること。

< 算出式 >

$$\frac{\boxed{\text{要支援状態区分の維持者数}} + \boxed{\text{改善者数} \times 2}}{\boxed{\text{評価対象期間内に運動器機能向上サービス、栄養改善サービス又は口腔機能向上サービスを3月以上利用し、その後に更新・変更認定を受けた者の数}}} \geq \underline{0.7}$$

の条件を満たした場合に加算適合事業所となります。